

加 税 収 第 3 0 2 号
平成31年 1 月10日

公益社団法人 行田法人会
会 長 鈴 木 秀 憲 様
加須支部長 鳥 海 靖 久 様

加須市長 大 橋 良



平成31年度税制改正に関する提言について（回答）

日頃より、市政について御理解御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴会より提出いただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、よろしくお願ひいたします。

問合せ先
加須市 総務部 税務課 市民税担当
電話 0480-62-1111 内線 127

平成31年度税制改正に関する提言（重点項目）に対する回答【加須市】

1. 地方のあり方

【提言内容】

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

【回 答】

本市では、これまで、多様化する市民ニーズを的確に把握し、そのニーズに可能な限り対応しながら、市民の目線に立ったきめ細やかな行政サービスを提供していくため、経費の削減に取り組み、市役所のスリム化とともに行政サービスの維持・向上に努めてまいりました。

また、平成27年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少を最小限留めるため様々な施策を実施することにより、平成28年から流入人口が流出人口を上回る社会増に転じるなど、全体の減少幅は年々縮小し、成果が表れているものの、人口減少は確実に進んでいる状況にあります。

このような中、本市の財政を見ると、歳入面では、近年の景気の回復基調に伴う税収の伸びは期待できるものの、国からの普通交付税の合併算定替による加算措置は段階的に削減され、平成31年度には9割削減され、翌32年度には加算措置自体がなくなるなど、大きな局面を迎えつつあります。

一方、歳出面では、長寿化に伴い年々増加する社会保障費や、公共施設等の老朽化対策など、経常的な経費の増加が見込まれており、市を取り巻く環境は、対策を講じなければ大変厳しい状況になることが予想されます。

これらの本市を取り巻く環境を見据え、着実に進行する人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために、本市の魅力を高め新たな人の流れをつくるほか、安定した財源の確保に向け、市の交通アクセスの優位性を生かした企業誘致等による雇用の創出、さらには市税などの収納率の向上や新たな財源の確保に努め、行政サービスのさらなる充実を図ってまいります。

今後においても、新たな行政課題や市民ニーズに対応するために、「収支の均衡」「債務残高の圧縮」「将来への備え」の3つを財政運営の基本姿勢として、引き続き、安定した行政サービスを維持できる財政運営に努めるとともに、効率的な行政運営を一層推進してまいります。

(財政課・政策調整課)

平成31年度税制改正に関する提言（重点項目）に対する回答【加須市】

2. 行政改革の徹底

【提言内容】

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。特に、国会議員・公務員の定数削減と歳費、人件費の抑制等は急務である。

【回 答】

【 職 員 】

合併後の加須市は、11万人を超える市民と、133平方キロメートルの市域を擁する大きな市となり、地方分権時代を迎えている中、これまで以上に自らの責任と判断で、主体的に行政運営を進めていくことが求められています。特に、複雑多様化する市民ニーズに対応し、更には、加須市定員適正化計画に基づく職員数の適正化の実現ために、職員個々の能力を向上させ、それらを有効に活用し、全体としての「市役所力」を高めていくことが必要だと考えております。

このようなことから、平成23年10月に加須市職員能力開発基本方針を定め、職員の意識改革と能力の向上を推進しており、能力を引き出す人事管理として、昇任試験制度や人事評価制度等を実施しております。今後とも最小の経費で最大の効果を上げられるよう、職員の能力開発に取り組んでまいります。

官民給与の比較は、民間、公務員の実態調査を基に行われ、単純に平均値を比較するのではなく、仕事の種類、職員数、責任の度合い、年齢、学歴、勤務地域といった主な給与決定条件を同じくするグループごとに比較し、国家公務員の人員構成を基準としてラスパイレス算式で全体の官民較差が算出されています。

民間準拠原則を採用する理由について、人事院は「国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その給与は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く国民の理解を得られる方法であると考えられることによる」と説明しております。

また、都道府県や政令指定都市等においては、人事委員会の権限に基づき、県内民間事業所の従業員と県職員の給与等について毎年調査（職種別民間給与実態調査、職員給与実態調査）を行い、比較の上、均衡させることを基本に、給与改定等の勧告を行い、人事委員会が事前に首長に行う独自の給与勧告が給与改定を主導しております。

加須市における一般職職員の給与は、国の人事院勧告ではなくこの埼玉県的人事委員会勧告を改定の基礎としており、県内民間事業所の従業員の状況を踏まえ、議会の議決を経て改定されるものです。

なお、平成30年度の国の人事院勧告及び埼玉県的人事委員会勧告において給料表や諸手当を見直す勧告がされており、市もこれらを踏まえて改定いたしました。

加須市では、人件費の抑制への取組の一環として、平成23年3月に加須市定員適正化計画

を策定し、定員の適正化に取り組んでおり、平成22年4月1日現在の職員数797人を基準として、10年後の平成32年4月1日現在の職員数を687人（▲110人（▲13.8%））とすることを目標としています。

平成30年4月1日現在の職員数は718人であり、これまでに職員数79人（▲9.9%）を削減しています。

今後も引き続き、市民サービスの維持・向上を第一に考え、職員の年齢構成の平準化や民間委託の推進などを考慮しながら、定員の適正化及び人件費の削減に努めてまいります。

なお、加須市における人件費の考え方は、正職員の給与だけでなく嘱託職員の給与及び臨時職員の賃金も含めた額を総人件費として捉え、その総人件費の抑制に努めており、減少傾向となっております。

（業務改善課・職員課）

【 議 員 】

議員定数におきましては、厳しい財政状況の下、市民の声や人口規模、面積に対する近隣自治体との比較検討等を踏まえ、平成26年第3回定例会において、議員定数32人から4人削減し、28人とする「加須市議会議員定数条例の一部を改正する条例」を議員発議で上程し、可決・成立いたしました。これに伴い、平成27年4月19日告示の統一地方選挙から適用し、現在28名の議員で議会を運営しております。

また、議員報酬月額378,000円については、平成8年4月1日から約23年間据え置かれております。なお、埼玉県内40市中多い方から数えて25番目の金額となっております（県内平均月額報酬は、416,100円。平成28年12月31日現在の全国市議会議長会調査結果による）。

このような中、加須市では、平成30年7月3日、市民との連携・協働を推進し議会改革を重ねながら全力で市民の信託に応えるべく、市議会の最高規範となる「加須市議会基本条例」を制定いたしました。

議員の定数については、同条例第29条第2項において「市民の多様な意見の市政への反映、監視機能及び政策形成機能の確保並びに議会改革の推進による議会力の向上を考慮して定める。」こととしております。

今後におきましても、議員定数や議員報酬、費用弁償の見直し等について、協議・検討を進めてまいります。

（議事課）

平成31年度税制改正に関する提言（重点項目）に対する回答【加須市】

3. 租税教室の充実

【提言内容】

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

回 答

租税教室については、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）において、「租税教育の充実」について、初めて閣議決定され、官民及び関係省庁が連携して「租税教育の充実」に取り組むこととされました。

これを受け、国税庁、総務省及び文部科学省（以下、「関係3省庁」という。）が協議を行い、平成23年11月16日に「租税教育推進関係省庁等協議会（以下「中央租推協」という。）」を発足させ、関係3省庁が協力して、租税教育の充実に向けて継続的に取り組んでいくこととしました。

平成30年度におきましては、加須市立各小・中学校において、行田税務署及び行田県税事務所、税理士会、間税会、加須市役所税務課、収納課の職員により、租税教室を開催いたしました。また、各中学校において「税についての作文」に関する取組や、各小学校において「税に関する絵はがきコンクール」に関する取組を行いました。

今後におきましても、加須市として、次の時代を担う児童生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、その使い道に関心を持ち、社会の構成員として税金を納め、社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育むことを目的に、租税教育のさらなる充実に努めてまいります。

（学校教育課・税務課・収納課）

平成31年度税制改正に関する提言（重点項目）に対する回答【加須市】

4. 地方税関係

【提言内容】

(1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

【回 答】

- ① 土地の評価方法につきましては、地方税法第388条の規定に基づき総務大臣が定めて告示した『固定資産評価基準』に従って、実施しております。

したがって、商業地等の宅地の評価に当たって、より収益性を考慮した評価方法に見直す場合には、法律及び評価基準等の改正が必要となります。

- ② 家屋の評価方法につきましても、地方税法第388条の規定に基づき総務大臣が定めて告示した『固定資産評価基準』に従って、実施しております。

既存の家屋につきましては、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するとした場合に必要とされる建築費すなわち再建築価格に、家屋の建築後の年数の経過によって通常生じる損耗の状況による減価等をあらわした経年減点補正率を乗じて求めています。

したがって、既存家屋の評価について、経過年数に応じた評価方法に見直す場合には、法律及び評価基準等の改正が必要となります。

- ③ 償却資産における少額資産の範囲につきましては、地方税法の規定（地方税法第341条第4項、地方税法施行令第49条）により、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものと及び法人税法第64条の2第1項・取得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもののみとされており、賦課期日につきましては、地方税法の規定（地方税法第359条）により、当該年度の初日の属する年の1月1日とされています。

したがって、償却資産の見直しにつきましても、法律等の改正が必要となります。また、生産性向上特別措置法に基づく地域決定型地方税制特例措置により、中小企業

等が新規に取得した、労働生産性向上につながる先端設備等に該当する機械及び器具等（償却資産）に対して、本市においては、課する固定資産税を、3ヶ年度分において、ゼロに軽減することで、新たに設備投資を検討している事業者に対して、償却資産の税制支援策を講じています。

- ④ 固定資産税の免税点につきましては、地方税法第 351 条の規定に基づき固定資産税の課税標準額となるべき額が土地は 30 万円、家屋は 20 万円、償却資産は 150 万円に満たない場合に課税することができないとされております。

したがって、固定資産税の免税点の大幅な引き上げにつきましても、法律及び評価基準等の改正が必要となります。

- ⑤ 土地の評価につきましては、国土交通省の「地価公示」、総務省の「固定資産税路線価」、国税庁の「相続税路線価」とそれぞれが評価を行っているところです。

それぞれが目的に応じて土地の評価を行っている状況にあります。固定資産税路線価につきましては、地方税法第 388 条の規定に基づき総務大臣が定めて告示した『固定資産評価基準』に従って、路線価の評価を実施しております。

したがって、評価体制の一元化につきましては、国が評価を一元化するなどの方針を示されること等が必要となります。

(税務課)